

第4回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 次第

令和3年11月5日(金)午後2時開会
オンライン開催

- 1 開会挨拶
- 2 (仮称)江戸川区男女共同参画推進条例(素案)の検討
- 3 今後のスケジュールなど
- 4 閉 会

次回開催 令和3年12月13日(月)

《今回の配付資料》

- 資料15-1 (仮称)江戸川区男女共同参画推進条例(素案)
- 資料15-2 前文案(その2)
- 資料15-3 基本的施策案
- 資料16 23区条例名称一覧
- 資料17 とともに生きるまちを目指す条例

(仮称) 江戸川区男女共同参画推進条例（素案）

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 基本的施策（第9条－第12条）

第3章 推進体制（第13条・第14条）

第4章 雑則（第15条）

付則

- ① 日本国憲法に掲げる個人の尊重と法の下での平等の理念のもと、国においては、男女雇用機会均等法を始めとした法制度の整備など、国際社会と連動しながら様々な取り組みがなされてきた。本区においても、江戸川区男女共同参画推進計画を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきたところである。
- ② しかし、性別等に起因する不当な差別や暴力などの人権侵害、固定的な性別役割分担意識とそれに基づく社会慣行による人々の生きにくさなど、課題は多く残されている。
- ③ 性別等に起因する不当な差別や暴力などの人権侵害は決して許されず、私たち一人ひとりが、それを容認しない意識と、自ら考え主体的に行動する姿勢を不断に持ち続けることが必要である。
- ④ 目まぐるしく変化する社会経済のもと、少子高齢化への対応や災害対策など、本区に課せられた課題は多い。人口減少の局面にある本区が、これら諸課題に対応し、持続的に発展を続けていくためには、多様性を尊重し、性別等にとらわれることなく、多様な意見、アイデアを出し合い、区、区民、教育関係者及び事業者が一丸となって地域の諸課題を解決していくことが必要となる。
- ⑤ 誰一人取り残されることのない社会の構築は、人類共通の課題であるとともに、私たち区民の願いである。性別等に起因して、家庭、職場、学校、地域社会等で制限や排除がされてはならない。私たちは一人ひとり異なる存在であることから、性別、性的指向及び性自認をはじめ価値観、生き方などもさまざまである。性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、誰も排除しない包摂性を築くことが、地域との絆を基礎とした区民の安心と幸福につながる。
- ⑥ 以上のことから、江戸川区はここに、国や国際社会とも呼応し、誰もが、性別等の違いを超えて、多様な個人として尊重され、排除されることなく、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、ともに生きるまちを目指す条例（令和3年6月30日条例第1

9号)が掲げるまちの姿を踏まえ、男女共同参画の推進に関し、その基本となる理念を具体的に明らかにし、区、区民、教育関係者及び事業者の責務並びに区の施策の基本的事項等を定めることにより、男女共同参画の推進を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、性別等に起因した不当な差別や暴力を受けることなく、個人として尊重され、排除されることなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会をいう。
- (2) 男女 年齢にかかわらず、すべての性別等の者をいう。
- (3) 性別等 性別、性的指向及び性自認をいう。
- (4) 性別 生まれた時に割り当てられた性別をいう。
- (5) 性的指向 人の恋愛や性愛がどのような対象に向かうかを示す指向（異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛、いかなる他者も恋愛や性愛の対象としない無性愛等）をいう。
- (6) 性自認 自らの性に対する自己認識（自分が女性又は男性であるのか、その中間であるのか、そのどちらでもないのか、流動的であるのか等）をいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者、交際相手、パートナー等の親密な関係にある者又は親密な関係にあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力及び特定の人に対して行うつきまとい行為をいう。
- (8) ハラスメント 他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の就労環境その他の生活環境を害することをいう。
- (9) 区民 区内に居住する者、区内で働く者、区内で学ぶ者その他区内で活動をする者をいう。
- (10) 教育関係者 区内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (11) 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 区は、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を推進する。

- (1) ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等に起因する不当な差別その他の性別等に起因する人権侵害が根絶されること。
- (2) 男女の性的指向、性自認に関する自己決定が尊重され、性的指向、性自認に起因する日常生活上の困難等が解消されること。
- (3) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思と責任において多様な

生き方を選択できること。

- (4) 男女が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野の活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (5) 学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画社会を支える意識の形成に向けた取り組みが行われること。
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と、職場や地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。
- (7) 男女が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できること。
- (8) 国際社会及び国内における男女平等に係る取組を積極的に理解し、推進すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 区は、区民、教育関係者、事業者、国及び他の地方公共団体その他の関係機関等と連携協力して男女共同参画を推進するものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、男女共同参画社会について理解を深め、家庭、学校、職場、地域等の活動において、これを実現するよう努めるものとする。

- 2 区民は、区が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に基づいた教育を行うよう努めるものとする。

- 2 教育関係者は、区が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、男女共同参画社会について理解を深め、事業活動を行うに当たり、これを実現するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、全ての人が家庭、地域及び職場における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう環境の整備に努めるものとする。
- 3 事業者は、区が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止事項等)

第8条 何人も、ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等に起因する不当な差別その他の性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

- 2 何人も、性的指向、性自認の公表に関して、いかなる場合も強制し若しくは禁止し又は本人の意に反して公にしてはならない。
- 3 何人も、情報の発信及び流通に当たっては、性別等に起因する人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担の意識を助長し又は是認させる表現を用いないよう配慮するものとする。

第2章 基本的施策

(推進計画)

第9条 区は、第3条に規定する基本理念を実現するための計画（以下「推進計画」という。）を策定し、これに基づき総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するものとする。

- 2 推進計画の策定に当たっては、あらかじめ第13条第1項に規定する江戸川区男女共同参画推進会議の意見を聴くものとする。
- 3 区は、推進計画を策定し又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 区は、毎年、推進計画に基づく男女共同参画の推進に関する施策の進捗状況を公表するものとする。

(積極的改善措置)

第10条 区は、性別等に起因する理由により男女の参画する機会に不均衡があると認める場合には、格差是正のために必要な範囲において、当該機会を積極的に提供するように努めるものとする。

- 2 区の付属機関等の委員の構成は、男女の数が均衡するように努めるものとする。

(防災対応における配慮)

第11条 区は、災害等への対応（災害等の発生に備える対策を含む。）において、男女の視点に配慮するものとする。

(拠点施設の整備)

第12条 区は、男女共同参画の推進を図るための拠点施設を整備するものとする。

第3章 推進体制

(推進会議)

第13条 男女共同参画を推進するため、区長の付属機関として、江戸川区男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 区における男女共同参画の推進に関すること。
 - (2) 推進計画の進捗状況に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画を推進する施策に関し区長が必要と認める事項
- 3 推進会議は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要があると

認めた事項について区長に意見を述べることができる。

(苦情申立て)

第14条 区民、教育関係者及び事業者は、区が実施する男女共同参画の推進に関する施策に係る苦情を申し立てることができる。

2 区は、前項の規定による申立てがあったときは、必要に応じて推進会議の意見を聴いて、処理するものとする。

3 区は、第1項の規定による苦情の処理に当たっては、当該苦情を申立てた者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切に行うものとする。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により策定されている江戸川区男女共同参画推進計画については、第9条第1項に規定する推進計画とみなす。

(施行後の措置)

3 この条例の施行後の社会状況等を勘案し、施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。

前 文 案（その2）

- ① 日本国憲法に掲げる個人の尊重と法の下での平等の理念のもと、国においては、男女雇用機会均等法を始めとした法制度の整備など、国際社会と連動しながら様々な取り組みがなされてきた。本区においても、江戸川区男女共同参画推進計画を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきたところである。
- ② しかし、性別等に起因する不当な差別や暴力などの人権侵害、固定的な性別役割分担意識とそれに基づく社会慣行による人々の生きにくさなど、課題は多く残されている。
- ③ 性別等に起因する不当な差別や暴力などの人権侵害は決して許されず、私たち一人ひとりが、それを容認しない意識と、自ら考え主体的に行動する姿勢を不断に持ち続けることが必要である。
- ④ 誰一人取り残されることのない社会の構築は、人類共通の課題であるとともに、私たち区民の願いである。性別等に起因して、家庭、職場、学校、地域社会等で制限や排除がされてはならない。私たちは一人ひとり異なる存在であることから、性別、性的指向及び性自認をはじめ価値観、生き方などもさまざまである。性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、誰も排除しない包摂性を築くことが、地域との絆を基礎とした区民の安心と幸福につながる。
- ⑤ 以上のことから、江戸川区はここに、国や国際社会とも呼応し、誰もが、性別等の違いを超えて、多様な個人として尊重され、排除されることなく、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、この条例を制定する。

基 本 的 施 策 案

(推進施策)

第〇〇条 区は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) ドメスティック・バイオレンス等、ハラスメント、性別等に起因する不当な差別その他の性別等に起因する人権侵害の根絶に向けた施策
- (2) 多様な性に関する理解の促進と性的指向、性自認に起因する日常生活上の困難等の解消に向けた施策
- (3) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた施策
- (4) 政策決定及びあらゆる場の意思決定の過程における男女平等と多様性を尊重する社会を推進するための施策
- (5) 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、生涯を通じて、男女平等と多様性を尊重する社会を支える意識を形成するための施策
- (6) 性別等にかかわらず、家事、育児、介護等の家庭生活における活動と職場、地域、学校等における活動の調和の取れた両立を可能とするための施策
- (7) 生涯にわたる妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利の確保に向けた施策
- (8) 国際社会及び国内における男女平等に係る取組についての理解と推進に向けた施策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するために必要な施策

23区 条例名称 一覧（制定順）

※条例名称中に含まれる区名は省略しています。

条 例 名 称	制 定 区
男女平等参画基本条例	東京都、板橋区
男女平等基本条例	中野区
男女共同参画推進条例	豊島区、新宿区
男女共同参画社会推進条例	足立区
男女平等参画条例	港区
男女共同参画条例	江東区、北区
男女平等推進条例	葛飾区
女性と男性の共同参画基本条例	墨田区
男女平等参画推進条例	文京区
男女平等推進基本条例	台東区
男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例	渋谷区
多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例	世田谷区
男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例	目黒区
（案1）江戸川区男女平等と（及び）多様性を尊重する社会づくり条例	江戸川区
（案2）江戸川区男女平等と（及び）多様性推進条例	江戸川区
（案3）江戸川区男女平等社会推進条例	江戸川区

〇ともに生きるまちを目指す条例

令和三年六月三十日条例第十九号ともに生きるまちを目指す条例
令和三年七月一日施行

ともに生きる。私たちは、一人ひとりを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

人とともに生きる。

このまちには、ゼロ歳から百歳以上の人まで様々な年齢の人たちが暮らしています。その中には、障害のある人や外国籍の人などもあります。一人ひとりの「ちがひ」が尊重されることが、まちづくりの源なのだと、私たちは考えます。

社会とともに生きる。

このまちでは、一人ひとりの立場や置かれている状況がちがう人々が集い、学び、働き、遊び、活動しています。ともに力を合わせる大切なのだと、私たちは考えます。

経済とともに生きる。

このまちで活動する事業者は、大切な区民の一人です。地域に力を与えてくれる存在なのだと、私たちは考えます。

環境とともに生きる。

海抜ゼロメートル地帯であるがゆえの災害の危険性を受け入れ、大規模な水害や巨大地震などが起きても誰一人取り残さないことが大切なのだと、私たちは考えます。

未来とともに生きる。

世界中の人々が、より良い未来を創るために活動を始めています。それらを学びながら先頭に立って走り続けたいと、私たちは考えます。

今日生まれた子どもたちが二千百年になって生活しているこのまちを、夢と希望に満ちあふれたものにしたい。私たちはその実現に向けて全力を尽くすことをここに誓い、二千二十一年、この条例を制定します。

（目的）

第一条 この条例は、江戸川区（以下「区」という。）、区民及び事業者が目指すまちの姿を示すとともに、区、区民及び事業者の役割を明らかにし、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会を実現することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 共生社会 全ての人が年齢、性別、性的指向や性自認、国籍、障害や病気の有無などの人の多様性を認め合い、支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会をいう。
- 二 江戸川区 公法人としての江戸川区をいう。
- 三 区民 江戸川区内（以下「区内」という。）に住み、又は区内で働き、若しくは学ぶ者をいう。
- 四 事業者 区内において事業活動を行う法人又は団体をいう。

(区の責務)

第三条 区は、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

- 2 区は、全ての区職員等が共生社会の理念を正しく理解するため、区職員等の能力開発を推進するとともに、啓発その他必要な取組を実施するものとする。
- 3 区は、区民及び事業者の共生社会の理念に関する知識及び理解の促進に努めるとともに、共生社会の実現に向けた計画及び施策を区民及び事業者と協力して取り組むものとする。

(区民及び事業者の役割)

第四条 区民及び事業者は、共生社会の理念に関する知識及び理解を深めるとともに、共生社会の実現に向け、自ら考え、自ら行動し、及び協働するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第五条 区は、共生社会の実現を目指すに当たり、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 共生社会の実現に関する計画を策定すること。
- 二 共生社会の実現に関する具体的な施策を実施すること。
- 三 共生社会の実現に関する計画の内容及び施策の実施状況を検証すること。

(災害等への対応)

第六条 区は、災害等への対応（災害発生に備えた平常時の対策を含む。）については、多様性に十分配慮し行うものとする。

(政策等への反映)

第七条 区は、条例等を制定し、又は行政計画その他の政策を策定するに当たっては、この条例に定める理念を最大限に尊重する。

(変化への対応)

第八条 区は、将来の環境及び社会的な状況の変化に対応していくため、必要に応じて、この条例の内容を見直すこととする。

付 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。